



勝手に離婚される協議離婚制度の問題 外国人相談サービスに寄せられる相談から

公益財団法人とよなか国際交流協会 相談員 吉嶋 かおり

日本では、離婚届を提出するだけで離婚が成立する協議離婚という簡便な方法があり、全離婚件数の90%近くが協議離婚です。このように当事者のみで離婚できる協議離婚制度があるのは、実は世界的には日本のほかには韓国、台湾などごく少数の国であるという、非常に珍しい制度なのです。さらに、法制度自体がもつ問題も加わって、外国人配偶者に悲劇を引き起こしていることが、とよなか国際交流協会に寄せられる相談ケースから見えています。

勝手に離婚届が出されてしまう

では、協議離婚制度はどのような点が問題なのでしょう。第一は、当事者の一方のみが提出するだけで離婚届が受理され、離婚が成立してしまうという点です。外国人配偶者が、日本人配偶者に求められるままに、よくわからない書類にサインしてしまっていたというケースがあります。日本の行政書類を十分理解できる日本語力をもつ移住者は多くはありません。日本人配偶者に、勝

手に署名や押印をされていたというケースもありました。また、ケンカの勢いで離婚届にサインをしたものの、まさかそれを相手が一人で出すだけで離婚が成立するとは考えもなかったため、そのままにしていた間に、相手が出してしまったというケースもありました。

こうして、知らない間に、あるいは自分が合意をしていないのに離婚届が提出され、離婚が成立してしまっているというケースが、国際結婚夫婦において少なからず見受けられるのですが、統計をとっていないため、全国でどのくらいの数の被害があるのかわからないのが現状です。

子どもの権利・保護が放置

協議離婚制度のもう一つの大きな問題は、未成年の子どもの権利・保護が放置されていることです。協議離婚では、父母のみの協議によってどちらか一方を親権者に決めることができ、第三者による介入がありません。さらに、決めるのは親権者だけで、養育費や面会交流は、

法的な取り決めが求められていません。たとえ取り決めても、実行に法的な拘束力がないので、実際には20~30%の人しか養育費を受け取れておらず、これが単親家族の経済的困窮の一因ともなっています。

日本人配偶者が、親権者を自分にして、勝手に離婚届を出していたというケースがありました。外国人の親が実際に養育していれば、親権者の変更は可能ですが、そのためには裁判所に申し立てなければなりません。あるケースでは、そのほかの複雑な事情もからんで、子どもの親権者を確定するのに、約2年かかったものがありました。外国人の親は、勝手に離婚された被害者であるだけでなく、こ

離婚届の10言語翻訳を行いました(写真は中国語版)。リコン・アラートのウェブサイトからダウンロードが可能です。

のような煩雑な手続きをしなければならないという理不尽なことが、制度上生じています。

しかし、日本人配偶者が親権者となり、子どもを養育している場合は、親権者変更はほぼ不可能なのが、現在の司法判断です。このようなケースでは大抵DVがあり、日本人配偶者が相手を追い出して勝手に離婚届を出しています。二度と子どもと暮らせなくなった外国人親にとって悲劇であるだけでなく、子どもの生活・将来が、勝手に、そして決定的に変えられてしまうという、子どもの主体性や人権を無視する不条理がまかり通っています。

子どもにとって、どのような養育環境が適切か、また、離婚後の子どもの生活をどのように保障するかという、子どもの権利と生活保障について、協議離婚制度は子どもを結果的に犠牲者にしてしまう制度となっています。

予防する方法にも問題

このような問題を防ぐ方法として、離婚届不受理申出制度があります。相手から届出が出されたとしても受理しないように、役所に事前に求めるものです。しかしこれは一般の日本人にさえあまり知られておらず、ましてや、協議離婚制度のない国からの移住者にとっては、このような方法があるとは考えにくいでしょう。

さらに、申出には、日本人配偶者の漢字氏名や本籍地が必要なのですが、それを知らないという外国人配偶者は珍しくありません。日本在住であれば、住民票から情報をえることができますが、外国に住んでいると、手続きはまた異なってきます。これを外国人当事者が自らの力でするのはほとんど不可能でしょう。

離婚の無効を求めても

勝手に出された離婚届は無効であると、調停や裁判を申し立てることができます。しかし、離婚の意思と離婚届の提出意思の、両方がなかったことを、原告（被害者側）が証明しなければなりません。たとえ署名が偽造されていても、そのことによって離婚が無効とはいえないという考えを裁判所が示したケースもありました。また、調停・裁判は、夫婦だけでなく、子どもも巻き込み、前婚の子があればそれらの子どもも巻き込んでいくことに



10言語で「勝手に離婚されない」ためのパンフレットと動画を作成。写真は日本語版（3月末完成）。

なるため、単純に被害の不当性を主張しにくい、さまざまな事情が生じ、離婚無効請求をあきらめたり、調停や裁判をしても、取り下げる決断をせざるを得なかったというケースもありました。

今後に向けて

これらの悲劇は、そもそも協議離婚制度がなければ起こらなかったものです。とはいえ、民法の改正は容易ではありません。しかし同様の制度を持つ韓国は近年、民法を改正することなく、子どもがいる場合には、届の提出だけでは離婚ができないように制度を変更しました。子どもの権利擁護を重視した制度が実施されているのです。

とよなか国際交流協会は、この問題に取り組むため、関西圏で活動する移住者支援団体と共催でシンポジウムを行いました。関心をもつ法学者や弁護士なども加わり、さらに引き続いて協議を進めており、まずは、国際結婚の外国人にこの問題を周知するため、当事者向けの啓発ツールを作成しました（2017年3月完成）。これによって、当事者が問題を未然に防げるようになってほしいと考えています。

今後も当事者への啓発を進めつつ、事例を集め、問題点を提起し、弱者が適切に保護されるような制度改善につながってほしいと考えています。

リコン・アラート（協議離婚問題研究会）

<http://atoms9.wixsite.com/rikon-alert>